

<別紙 2 >

手数料算定方法（例）

手数料算定は平成 28 年 12 月 21 日流山市条例第 29 号(以下「平成 29 年改正」という。)にて改正された手数料の算定方法と同様とし、必要の有無により建築審査会費又は公聴会費を差し引いた金額とする。下記に平成 29 年改正時の算定方法を示す。

【平成 29 年改正時算定方法（例）】

建築基準法第 48 条第 1 項から第 7 項まで及び第 9 項から第 14 項までのただし書（同法第 87 条第 2 項若しくは第 3 項又は同法第 88 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による用途地域等における建築等許可の申請に対する審査

区分	内訳		
人件費	所要時間 (1)	人件費単価 (2)	1 2 3 , 9 2 4 円
	1 , 7 1 0 分 (A)	7 2 . 4 7 円 (B)	
	(A) × (B)		
諸経費	印刷製本費 (3)	9 円	5 9 , 0 5 0 円
	通信運搬費 (4)	1 0 0 円	
	消耗品費 (5)	0 円	
	建築審査会費 (6)	4 9 , 6 4 5 円	
	公聴会費 (7)	9 , 2 9 6 円	
合計			1 8 2 , 9 7 4 円
手数料額			1 8 2 , 0 0 0 円

1 所要時間

行政庁の事務として、書類審査、現地調査、起案・決裁、許可・認定・指定公告発送の時間を算出。

2 人件費単価

平成 2 6 年度職員人件費等の決算より算定。職員（特別職、議員を除く）1 , 0 4 2 人を対象とした人件費から通常勤務以外の手当等を除いた金額を基に算定。

3 印刷製本費

1 枚あたり 3 円として算定。

<別紙 2 >

4 通信運搬費

電話代 1 件あたり 1 0 0 円として算定。

5 消耗品費

軽微であるため、印刷製本費に含むものとし、0 円で計上

6 建築審査会費

審査会報酬費、印刷製本費、職員人件費の合計を算出。

・審査会報酬費

「流山市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する規則」

「別表 2」より、

$$7,200 \text{ 円 (円/日・人)} \times 5 \text{ (人)} = 36,000 \text{ (円)}$$

・印刷製本費

配布用資料の印刷費を算出。

$$10 \text{ (枚)} \times 20 \text{ (部)} \times 3 \text{ (円/枚)} = 600 \text{ (円)}$$

・職員人件費

$$\text{審査会所要時間 (90分)} \times \text{参加職員人数 (2人)} \times \text{人件費単価 (2)}$$

7 公聴会費

公聴会費は配布用資料の印刷製本費及び係る職員人件費を計上。

・印刷製本費

配布用資料の印刷費を算出。

$$10 \text{ (枚)} \times 20 \text{ (部)} \times 3 \text{ (円/枚)} = 600 \text{ (円)}$$

・公聴会職員人件費

$$\text{公聴会所要時間 (60分)} \times \text{参加職員人数 (2人)} \times \text{人件費単価 (2)}$$

【手数料算定(例)】

建築基準法第 48 条第 16 項第 1 号の許可の申請に対する審査

- ・公聴会及び建築審査会の同意が不要であるため、前述の法第 48 条第 1 項から第 7 項まで及び第 9 項から第 14 項までのただし書（同法第 87 条第 2 項若しくは第 3 項又は同法第 88 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による用途地域等における建築等許可の申請に対する審査手数料より公聴会費及び建築審査会費を除いた金額とする。

$$182,974 \text{ 円} - 9,296 \text{ 円} - 49,645 \text{ 円} = 124,033 \text{ 円}$$

$$\text{(法 48 条許可合計)} - \text{(公聴会費)} - \text{(建築審査会費)} = \text{(合計)}$$

手数料金額 124,000 円